国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関する要望書

基 地 関 係 税 務 協 議 会 (米軍横田基地・立川飛行場)

[構成市町]

立川市・昭島市・福生市・武蔵村山市・羽村市・瑞穂町

国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関する増額要望について

残暑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から米軍横田基地及び立川飛行場(自衛隊立川駐屯地)が所在する5市1町の行財 政運営につきましては、ご指導、ご援助を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国有提供施設等所在市町村助成交付金等(以下「基地交付金等」という。)の増額のため、別紙要望事項を主旨とする要望書を本日、総務大臣に提出いたしました。

つきましては、基地交付金等の配分及び増額について、従前に増し特段のお力添えを 賜りたくよろしくお願い申し上げます。

令和4年8月22日

東京都知事 小池 百合子 殿

立川市長 清水庄平 昭島市長 臼井伸介

福生市長 加藤育男 武蔵村山市長 山﨑泰大

羽村市長橋本弘山瑞穂町長杉浦裕之

要望事項

1 交付金の増額について

国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「基地交付金」という。)及び施設等所在市町村調整交付金(以下「調整交付金」という。)については、固定資産税相当額(対象資産価格の100分の1.4)の予算の確保を行い、これを交付すること。

- 2 対象資産の範囲の拡大・拡充について
 - (1)自衛隊が使用する駐屯地の施設、営舎施設等を対象資産に加え、米軍施設との均衡を図ること。
 - (2)飛行場周辺の指定区域内において国が買い入れた土地についても、対象資産とすること。
 - (3)自衛隊と米軍の共同運用施設については、共同運用の趣旨にかんがみ、対象資産とすること。
- 3 財源超過団体に対する減額措置の廃止について

基準財政収入額が基準財政需要額を超える、いわゆる財源超過団体に対する基地交付金の減額措置(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令〈昭和32年政令第321号〉第3条第2項)を廃止すること。

4 対象資産の早期提供合意について

新たに国有提供施設等の資産が増えた場合には、日米地位協定に基づく提供合意を 早期に行うよう関係省庁に働きかけること。

5 調整交付金の対象資産の明確化について

米軍が建設、設置した建物や工作物、いわゆる米ドル資産について、算定の根拠である資産価格等を明らかにすること。